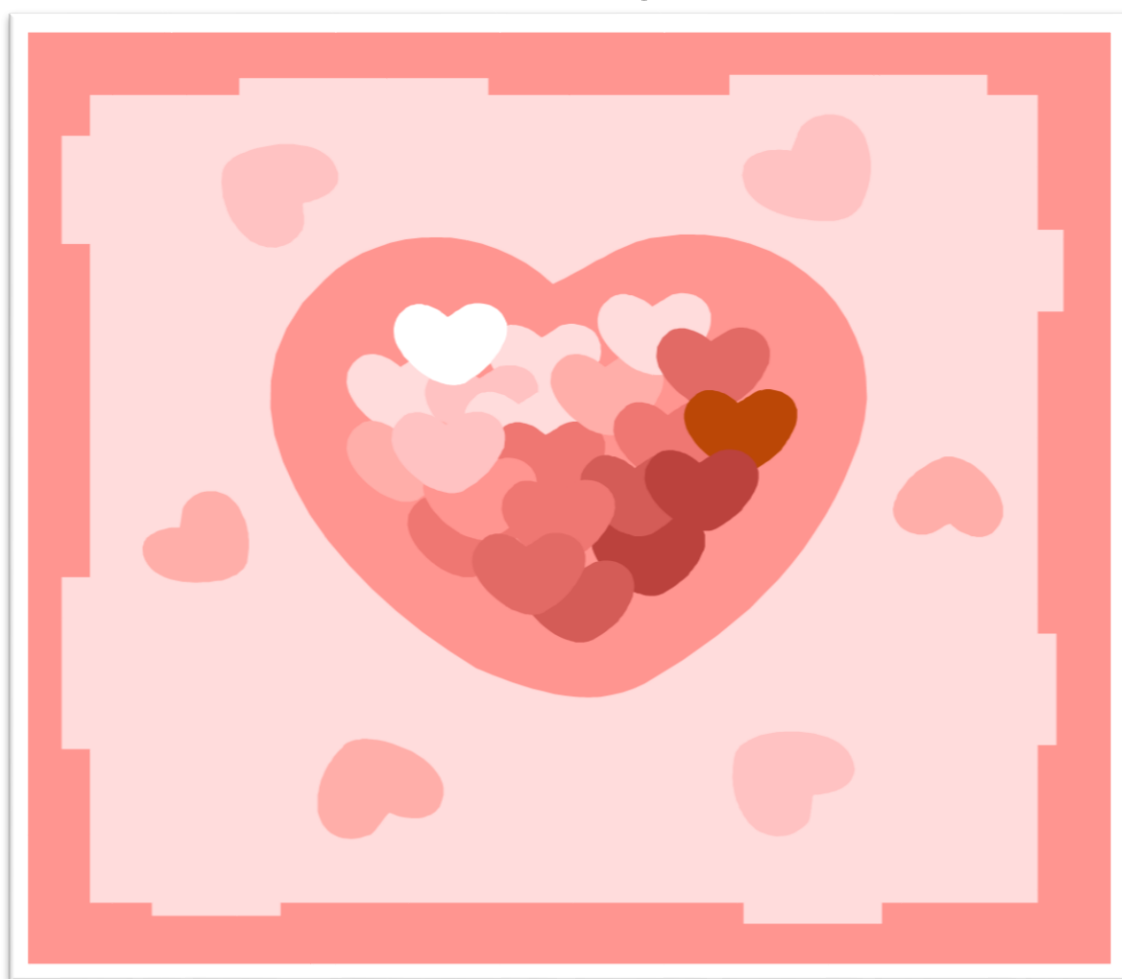


佐倉市
結婚相談の
ごあんない



パートナーシップで育む
すてきな人生をあなたに！

良縁を求められる方へ

人々のライフスタイルや価値観が多様化している現代の社会では、女性も男性も自らの人生を主体的に選択する傾向が強く、家庭生活も含め社会のあらゆる分野に平等な立場から共に参画し、生き生きと充実した人生を送ることが大切とされています。結婚についても、個人の結びつきとして尊重されるようになり、より幅広い中からパートナーを求めるため、出会いの一つの方法として、「お見合い」も見直されています。

充実した人生を送るためにも、幸福な家庭生活を営むことは大切です。結婚相談は、皆様のためにそのお手伝いをするものです。秘密を守り、相談員が誠意をもって相談に当たります。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

1. 申込み方法（次のものをご提出ください。）

- ① 申込書（指定用紙）
- ② 履歴書（指定用紙）
- ③ 現に独身であることを証明する書類
（市町村発行の「独身証明書」など ※3カ月以内のもの）
- ④ 写真 2 枚（3カ月以内に撮影した全身と上半身のもの各 1 枚：L判程度のもの）

※①～④を相談日に結婚相談員へご提出ください。

2. 紹介の方法

- ① 提出された書類をもとに、住所・氏名をふせたカードを作成します。
- ② カードをご覧いただき適当な方が見つかりますと、相談員が連絡を取り、相手の方にもカードを見ていただきます。
- ③ お互いに、紹介を希望されますとお見合いになります。
- ④ 複数の方の紹介を希望された場合でも、**紹介する相手の方は、お一人ずつとなります。**
- ⑤ カードをご覧いただく場合は、登録された方の意思を尊重するため、必ずご本人の選択とさせていただきます。

3. お見合い

- ① お互いに紹介を希望されたときは、相談員から連絡いたしますので、定められた日時にご来庁ください。
- ② お見合いは、相談室でしていただきます。お互いによく話し合ってください。
- ③ お会いした後、今後のことについて、次の相談日に必ずご連絡ください。

4. 交際

- ① 交際は、責任を持って、お互いに必要な事項をよく話し合いながら続けてください。
- ② 交際中は少なくとも月に1回、相談員に中間報告をし、気づいたことは遠慮なくご相談ください。

5. 成立

交際の結果、お互いに了解し婚約が成立しましたら、相談員へ申し出て、ご両人の書類を取り下げてください。

6. 注意していただくこと

- ① 相談日以外（土・日曜日・祝日除く）に、相談員に連絡を取ることが必要な場合は、職員が取次ぎますので、自治人権推進課へご連絡ください。
- ② 申込みを受けてからの書類の有効期間は、3年間とします。3年を経過した書類は廃棄処分となりますので、引き続き相談を希望される方は申し出てください。
- ③ 相談の必要がなくなった場合は、すみやかに取消しの連絡をし、書類を取り下げてください。
- ④ 相談で知り得たことは、個人情報保護の観点から一切秘密にさせていただきます。また、当事者及び関係者等に迷惑を及ぼす行為等があった場合は取下げとさせていただきます。

※結婚相談メモ

- 相談登録対象者は、相談日にミレニアムセンター佐倉に来庁が可能な方とさせていただきます。
また、ご家族などの代理の方の相談は受け付けておりません。
- 相談日は原則として、**毎月第2木曜日・第3日曜日・最終土曜日**です。
(相談時間は午前10時から正午、午後1時から午後3時までです。)
毎月1日発行の「こうほう佐倉」でご確認ください。
- 提出書類などについては、相談日以外(土・日曜日・祝日除く)でも自治人権推進課及び各コミュニティセンター・出張所に用意してあります。
- 毎月第2木曜日・第3日曜日・最終土曜日の相談日に「結婚相談」へ電話での連絡が必要な場合は、ミレニアムセンター佐倉(Tel483-3081)へおかけいただき「相談室」を呼び出すようお願いいたします。

連 絡 先

●相談日

ミレニアムセンター佐倉

〒285-0005

佐倉市宮前3-4-1

Tel483-3081

●相談日以外(土・日曜日・祝日除く)

自治人権推進課

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地

(直通) Tel484-6128

(代表) Tel484-1111

